

令和8年10月からの入札制度等の変更点について

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（以下「入契法等」という。）が令和7年12月12日に施行され、担い手の処遇改善を目的として労務費の確保と、その他の経費へのしわ寄せを防ぐために、見積書などに労務費、材料費、法定福利費、建設業退職金共済制度の掛金（以下「建退共掛金」という。）、安全衛生経費（以下「労務費等」という。）を記載することとなりました。

今回の入契法等の改正に伴う建設工事用約款の改正及び内容の見直しや労務費ダンピング調査を開始するほか、令和8年6月に制定した名張市公契約条例における特定公契約に該当する案件の取扱い等、入札制度の変更点についてお知らせします。

1. 建設工事用約款を改正します

入契法等の改正に伴い、公共工事では工事費内訳書及び請負代金内訳書に労務費等を記載することが必要となりました。

このほか、国土交通省の建設工事標準請負契約約款等に以前より規定されていた内容のうち、市の約款に反映できていなかった内容等を反映します。

- ・第2条 他機関が発注した工事との調整規定を追加
- ・第3条 労務費等の項目を明記した請負代金内訳書の提出を追加
- ・第7条 下請負人の健康保険等加入義務等を追加
- ・第24～26条 協議不調等の場合における不利益取扱いの禁止に関する規定の追加
- ・第37条 前払金の使途に関する規定の見直しについて
- ・その他 発注者の解除権の一部追加ほか各種語句の修正等各種語句の修正等

2. 工事費内訳書の取扱いの改正

令和8年10月1日以降に公告する工事案件より、工事費内訳書（入札時提出用）に労務費等の項目を表示し、入札参加者に記入していただくことになります。

また、今回の項目追加により入札時における入札無効の取扱いも変更になるとともに、工事費内訳書の記入方法として、これまでの土木工事に加えて営繕工事分を「別紙2」として追加しました。

3. 労務費ダンピング調査を開始

入契法等の改正に伴い、工事費内訳書に追加された「労務費」について確認するため、競争入札に付する建設工事を対象に「労務費ダンピング調査」を実施します。

4. 請負代金内訳書の提出について

今回の約款改正に伴い、令和8年10月1日以降公告分の建設工事を対象に、受注者に対して請負代金内訳書の提出を求めます。

また、他の自治体と同様に、請負代金内訳書に記載する「法定福利費」については、その内容について確認することとなります。

5. 建設業退職金共済証紙の購入金額 1.7/1,000 以上の規定を削除

これまで、建退共掛金については、契約代金額の 1.7/1,000 以上を購入することと定めていましたが、建退共掛金が新たに工事費内訳書及び請負代金内訳書に記載する項目に追加されたため、実際の就労予定人数に日数及び証紙の販売価格を乗算した金額を記入していただくこととします。

なお、今回の改正に伴い、証紙の購入状況を報告する際、建設キャリアアップシステムに関する内容を記入していただくほか、報告時期については、これまでの契約締結時から契約締結後 1 か月以内へと変更します。

また、200 万円超の全ての建設工事において、工事完了時に「充当総括表」の提出を求めます。

6. 公契約条例における特定公契約に該当する案件の取扱い

公契約条例第 7 条及び施行規則第 3 条に基づき、特定公契約に該当する案件について、受注者は契約書に特約条項を綴じるとともに、労働条件報告書を契約締結後速やかに提出するものとします。なお、受託者（下請負者）がいる場合はその分も取りまとめ提出するものとします。